

独立行政法人農林漁業信用基金競争参加者資格審査等事務取扱要領

平成31年1月28日独信基601平成30年度第149号制定
令和2年9月25日独信基601令和2年度第85号改正
令和3年3月31日独信基601令和2年度第250号改正
令和5年12月8日独信基200令和5年度第114号改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則（平成21年8月26日独信基(601)平成21年度第92号。以下「細則」という。）第9条第2項の規定に基づく一般競争に参加する者に必要な資格の認定等については、この要領の定めるところによる。

(競争参加者資格の設定)

第2条 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る会計規程（平成15年10月1日独信基(102)平成15年第58号）別表及び独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る会計規程（平成15年10月1日独信基(102)平成15年第59号）別表に規定する契約担当役、契約担当役代理及び代行契約担当役（以下「契約担当役等」という。）は、次に掲げる契約の種類ごとに、競争参加者に必要な資格を設定するものとする。ただし、特に必要がある場合には、次に掲げる契約の種類以外の種類について資格を設定することができるものとする。

- (1) 建設工事契約（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事に関する契約をいう。以下同じ。）
- (2) 物品の製造契約
- (3) 物品の購入契約
- (4) 測量・建設コンサルタント等契約（調査、測量及び設計に関する契約をいう。以下同じ。）
- (5) 役務等契約

2 前項各号に掲げる契約に係る業種の区分については、別表に掲げるところによるものとする。

3 第1項の資格は、別紙の「等級格付けの基準」第1、第2及び第3に基づき、契約の種類ごとに、契約の予定価格に応じて区分した等級別に定めるものとする。

(公示)

第3条 契約担当役等は、前条第1項の規定による一般競争に参加する者に必要な資格の設定及びその基本となるべき事項並びに資格審査の申請の時期及び方法等について、特別の事情がある場合を除き、当該年度の開始2カ月前までに公示するものとする。

2 前項の公示は、契約担当役等の指定する場所に掲示して行うものとする。

(申請の時期)

第4条 契約担当役等は、第2条第1項の規定により資格を定めた場合においては、特別の事情がある場合を除き、前条第1項の規定により公示した日から30日以内で、契約担当役等が定める期間を業者等資格審査申請の時期として定めるものとする。

2 契約担当役等は、第1項に定める期間にかかわらず随時同項の申請を受理することができるものとする。

3 契約担当役等は、前2項の申請を受けたときは、「等級格付けの基準」により第2条第1項に定める資格を有するかどうか審査し、当該申請者を同条第3項の等級に格付けするものとする。

4 競争参加資格の審査は、3年に1回定期の審査を行うものとする。

(有資格者等)

第5条 次の各号の一に該当する者を有資格者とする。

(1) 前条第3項の規定により等級の格付けされた者

(2) 第2条第1項第1号及び第4号の契約にあつては農林水産省大臣官房予算課の競争参加資格を有する者、同項第2号、第3号及び第5号の契約にあつては、国(中央省庁)の統一資格である「全省庁統一資格」を有する者

2 前項第1号の有資格者のうち、定期の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、申請の日の属する年度の翌年度からの3年度間(以下「有資格会計年間」という。)とし、随時の審査に係る有資格者の資格の有効期間は、有資格者とされた日から当該審査の直前の定期の審査に係る有効期間の末日までの間とする。

(有資格者とししない者)

第6条 契約担当役等は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団等の反社会的勢力に該当する者を有資格者とししないものとする。

(有資格者とししないことができる者)

第7条 契約担当役等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後3年間有資格者とししないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者

(6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者

(7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であつて納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者

- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

(有資格者名簿)

第8条 契約担当役等は、第5条第1項第1号に規定する有資格者について、契約の種類ごとに有資格者名簿を別紙第1号様式(その1)により作成するものとする。また、閲覧に供するための名簿を別紙第1号様式(その2)により作成し、資格審査を担当する窓口において閲覧に供するものとする。

2 契約担当役等は、第5条第1項第2号に規定する有資格者について、農林水産省大臣官房予算課の競争参加資格を有する者については農林水産省大臣官房予算課が作成する有資格者名簿を、全省庁統一資格を有する者については総務省が作成する有資格者名簿(全省庁統一資格)をもって、有資格者名簿とする。

(資格審査の結果の通知)

第9条 契約担当役等は、第4条第3項の規定により資格の審査を行ったときは、当該申請者に対して、資格がある場合は別紙第2号様式(その1)若しくは別紙第2号様式(その2)の資格確認通知書又は資格がない場合は別紙第2号様式(その3)の通知書により通知するものとする。

(変更の届出等)

第10条 契約担当役等は、第5条第1項第1号に規定する有資格者に次の各号に掲げる事項について変更があった場合には、当該有資格者から、別紙第3号様式の競争契約参加資格審査申請書変更届により、速やかに、当該有資格者からその旨を届出させるものとする。

- (1) 住所
 - (2) 商号又は名称及び電話番号(ファクシミリ(FAX)番号を含む)
 - (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
 - (4) 許可、登録等の状況
 - (5) 営業所の名称、所在地及び電話番号(ファクシミリ(FAX)番号を含む)
- 2 契約担当役等は、前項の届出があったときは、速やかに、第8条第1項の有資格者名簿を訂正するものとする。この場合において、当初の資格の審査に基づき格付けされた等級に変更が生じたときは、当該有資格者に通知するものとする。

(資格の有効期間の延長)

第11条 契約担当役等は、特別の事情により有資格会計年間の開始前に第4条第3項の規定による資格の審査を行うことができないときは、当該有資格会計年間についての資格の審査を完了するまでの間、前有資格会計年間の有資格者を当該有資格会計年間の有資格者とするができる。

(資格の取消)

第12条 契約担当役等は、有資格者が第6条の規定に該当することとなったと認めるときは直ちに当該資格を取消し、有資格者が第7条の規定に該当することとなったため当該資格を取消す必要があると認めた場合には、当該資格を取消すものとし、その旨を別紙第4号様式の資格取消通知書により当該有資格者に通知するものとする。

(契約審査委員会における審議)

第13条 第2条第1項の規定による資格の設定、第4条第3項の規定による資格の審査及び第12条の規定による資格の取消しの審議については、細則第7条第1項に基づき設置された契約審査委員会（以下「委員会」という。）に諮るものとする。

2 委員長が第15条、第17条第1項、第19条第1項、第21条第1項又は第23条第1項の規定に基づき提出された申請書及び添付書類から判断し、申請者に問題がないと認められる場合にあつて、かつ、委員長が委員会を招集する必要がないと認めるときは、独立行政法人農業信用基金契約審査委員会設置要領（平成19年12月12日独信基(601)平成19年第244号）第5条の回議による委員会開催により、当該競争参加者の認定等について委員の採決を図ることができるものとする。

(その他)

第14条 契約担当役等は、本要領に定めのない事項に対処する必要がある場合には、委員会に諮るものとする。

第2章 競争契約

第1節 建設工事契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第15条 建設工事契約について、競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第5号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に提出するものとする。

- (1) 営業所一覧表（別紙第6号様式）
- (2) 総合評定値通知書の写し（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっているものに限る。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となったものは、総合評定値通知書の写しのほか、それぞれ当該事実を証する書類）
- (3) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (4) 共同企業体協定書の写し（共同企業体として申請する場合）
- (5) 共同企業体等調書（別紙第7号様式）（共同企業体として申請する場合）
- (6) 申請者が合併新設会社又は合併存続会社で合併後5年未満の場合には当該事実を証

明する書類

- (7) グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査の結果に基づく申請の場合には
企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書
- (8) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (9) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

(等級の格付け)

第16条 契約担当役等は、第4条第3項の規定により建設工事契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、総合評定値通知書の総合評点により評価するものとする。

第2節 物品の製造契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第17条 物品の製造契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第8号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を信用基金に提出するものとする。

- (1) 営業所一覧表（別紙第9号様式）
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- (3) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (5) 営業経歴書
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (7) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の購入又は役務等に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(等級の格付け)

第18条 契約担当役等は、第4条第3項の規定により物品の製造契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均製造高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

第3節 物品の購入契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第19条 物品の購入契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第8号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を信用基金に提出するものとする。

- (1) 営業所一覧表（別紙第9号様式）
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し

- (3) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (5) 営業経歴書
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (7) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の製造又は役務等に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

（等級の格付け）

第20条 契約担当役等は、第4条第3項の規定により機械その他の物品の購入契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均販売高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

第4節 測量・建設コンサルタント等契約

（資格審査の申請に必要な書類）

第21条 測量・建設コンサルタント等契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第10号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を信用基金に提出するものとする。

- (1) 営業所一覧表（別紙第11号様式）
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- (3) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (5) 登録証明書等（登録を受けている場合）又はその写し
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (7) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）第7条に規定する現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した場合には、審査を受けようとする業種の区分が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限り、前項各号の書類の添付を省略することができる。

（等級の格付け）

第22条 契約担当役等は、第4条第3項の規定により測量・建設コンサルタント等契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均測量等実績高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

第5節 役務等契約

(資格審査の申請に必要な書類)

第23条 役務等契約について競争参加するため第4条第3項の審査を受けようとする者は、別紙第8号様式の申請書及び次に掲げる添付書類を信用基金に提出するものとする。

- (1) 営業所一覧表（別紙第9号様式）
- (2) 登記事項証明書又は登記簿謄本（法人の場合）若しくはその写し
- (3) 財務諸表類（直前の2事業年度分）
- (4) 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3）の写し
- (5) 営業経歴書
- (6) 暴力団等の反社会的勢力に該当する者に該当しない旨の誓約書・役員等名簿
- (7) 行政書士等の代理申請による場合には委任状

2 前項の規定により審査を受けようとする者が、物品の購入又は製造に係る契約について第4条第3項の審査の申請をした者であるときは、前項各号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(等級の格付け)

第24条 契約担当役等は、第4条第3項により役務等契約について競争参加しようとする者を等級に格付けする場合には、その者の年間平均取扱高、自己資本額、流動比率及び営業年数等を総合的に評価するものとする。

第3章 随意契約

(随意契約登録者名簿)

第25条 契約担当役等は、細則第34条第1項又は第2項に規定する随意契約によるときは、特別の事情がある場合を除き、第8条第1項の有資格者名簿の書式に準じ随意契約登録者名簿を作成し、当該名簿に登録された者と契約を行うものとする。ただし、第8条に規定する有資格者名簿に登録された者を、随意契約登録者名簿に登録された者とみなして取り扱うことができるものとする。

2 前項の登録は、原則として申請に基づき信用度、経営の状況及び履行能力その他の事情を勘案し、契約の履行が確実であると認められる者につき行うものとする。

第4章 雑則

(秘密の保持)

第26条 資格の審査及び随意契約の相手方の選定に従事する関係者は、当該審査又は選定についての秘密に関する事項は、これを他に漏してはならない。

(報告)

第27条 契約担当役等は、有資格者の経営の悪化等その資格を保持させることが不相当と認める事由が発生したときは、直ちに、委員会に報告しなければならない。

(その他)

第28条 この要領に定めるもののほか、競争参加者資格審査に関する事務の取扱に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日前において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則

この要領の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領の改正は、令和5年12月8日から実施する。

別紙

等級格付けの基準

独立行政法人農林漁業信用基金競争参加者資格審査等事務取扱要領（以下「要領」という。）第4条第3項に規定する契約の種類ごとの等級の格付けは、要領第15条から第24条に規定する事項について、次に定める基準による。

第1 建設工事契約の等級及び格付けの数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 等級

(1) 土木一式工事及び建築一式工事

等級	土木一式工事		建築一式工事	
	工事の予定価格の範囲	総合数値	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	2億円以上	1,500点以上	2億円以上	1,200点以上
B	5,000万円以上 2億円未満	950点以上 1,500点未満	1億円以上 2億円未満	1,000点以上 1,200点未満
C	2,000万円以上 5,000万円未満	750点以上 950点未満	3,000万円以上 1億円未満	800点以上 1,000点未満
D	2,000万円未満	750点未満	3,000万円未満	800点未満

(2) 土木一式工事及び建築一式工事以外の工事

等級	工事の予定価格の範囲	総合数値
A	7,000万円以上	1,000点以上
B	3,000万円以上 7,000万円未満	850点以上 1,000点未満
C	3,000万円未満	850点未満

2 総合数値

総合数値は、総合評定値通知書の総合評点とし、当該総合数値を要領第9条の規程により通知する資格確認通知書の客観点数とする。

第2 物品の製造契約及び物品の製造契約以外の区分（要領第2条第1項に定める物品の購入契約及び役務等契約（以下「物品の製造契約以外の契約」という。）の等級及び格付けの数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 物品の製造及び物品の製造契約以外の契約の付与数値及びその基準は以下のとおりである。

付与数値と付与数値の基準

項目	段階区分	付与数値	
		物品の製造	製造の製造以外の契約
年間平均（生産・販売）高	200億円以上	60	65
	100億円以上 200億円未満	55	60
	50億円以上 100億円未満	50	55
	25億円以上 50億円未満	45	50
	10億円以上 25億円未満	40	45
	5億円以上 10億円未満	35	0
	2.5億円以上 5億円未満	30	35
	1億円以上 2.5億円未満	25	30
	5,000万円以上 1億円未満	20	25
	2,500万円以上 5,000万円未満	15	20
2,500万円未満	10	15	
自己資本額	10億円以上	10	15
	1億円以上 10億円未満	8	12
	1,000万円以上 1億円未満	6	9
	100万円以上 1,000万円未満	4	6
	100万円未満	2	3
流動比率	140%以上	10	10
	120%以上 140%未満	8	8
	100%以上 120%未満	6	6
	100%未満	4	4
営業年数	20年以上	5	10
	10年以上 20年未満	4	8
	10年未満	3	6
機械設備等の額（物品の製造のみ）	10億以上	15	
	1億以上 10億未満	12	
	5,000万以上 1億未満	9	
	1,000万以上 5,000万未満	6	
	1,000万未満	3	
合計（最高点）		100	100

2 物品の製造及び物品の製造契約以外の契約の等級区分及び予定価格の範囲は以下のとおりである

(1) 物品の製造の等級区分と予定価格の範囲

等級	予定価格の範囲	総合数値	
A	3,000万円以上	90点以上	
B	2,000万円以上 3,000万円未満	80点以上	90点未満
C	400万円以上 2,000万円未満	55点未満	80点未満
D	400万円未満	55点未満	

(2) 物品の購入及び役務等の等級区分と予定価格の範囲

等級	予定価格の範囲	総合数値	
A	3,000万円以上	90点以上	
B	1,500万円以上 3,000万円未満	80点以上	90点未満
C	300万円以上 1,500万円未満	55点未満	80点未満
D	300万円未満	55点未満	

第3 測量・建設コンサルタント等契約の等級及び格付の数値の算定方法は、次の各号に掲げるところによる。

1 付与数値と付与数値の基準

項目	段階区分	付与数値	
年間平均 測量等実績高	100億円以上	60	
	50億円以上	100億円未満	55
	20億円以上	50億円未満	50
	10億円以上	20億円未満	45
	2億円以上	10億円未満	40
	1億円以上	2億円未満	35
	2,000万円以上	1億円未満	30
	1,000万円以上	2,000万円未満	25
	500万円以上	1,000万円未満	20
	300万円以上	500万円未満	15
	200万円以上	300万円未満	10
	200万円未満		5
自己資本額	10億円以上	10	
	1億円以上	10億円未満	8
	1,000万円以上	1億円未満	6
	100万円以上	1,000万円未満	4
	100万円未満		2
流動比率	130%以上	14	
	95%以上	130%未満	10
	75%以上	95%未満	6
	60%以上	75%未満	4
営業年数	25年以上	10	
	10年以上	25年未満	8
	5年以上	10年未満	6
	5年未満		4
合計（最高点）		94	

2 測量・建設コンサルタント等契約の等級区分と予定価格の範囲

等級	測量・建設コンサルタント等の予定価格の範囲	総合数値	
A	1,000万円以上	80点以上	
B	300万円以上	1,000万円未満	60点以上 80点未満
C	300万円未満	60点未満	

第4 第2及び第3の審査項目の定義については、次によるものとする。

- 1 審査基準日とは、申請日の属する年の1月1日（ただし、随時に審査の申し出をする場合はその月の初日）をいう。
なお、決算に関する事項については、審査基準日の直前に決算の確定した日をいう。
- 2 年間平均製造高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における主要製品の生産高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
- 3 年間平均販売高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における主要商品の販売高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
- 4 年間平均測量等実績高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の測量等実績高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
- 5 年間平均取扱高とは、審査基準日の直前2年の各営業年度における請負業務の取扱高の年間平均額（単位未満切捨て）をいう。
- 6 自己資本額とは、審査基準日の直前の営業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額（法人である場合においては純資産の部における払込資本（資本金、資本剰余金及び利益剰余金の合計額で、新株予約件や評価・換算差額等は含まない。）の額を、個人である場合においては、期首資本金、事業主借勘定、事業主利益の額の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額。以下同じ。）をいう。
- 7 設備の額とは、直前決算における機械装置、船舶、車両、その他の運搬具、器具及び備品の価格の合計額をいう。
- 8 流動比率とは、直前決算における流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分率（小数点以下第2位を四捨五入）で表したものをいう。
- 9 自己資本固定比率とは、直前決算における自己資本額を固定資産の額で除して得た数値を百分率（小数点以下第2位を四捨五入）で表したものをいう。
- 10 営業年数とは、事業を開始した日から審査基準日までの期間から、当該事業で中断した期間を控除した期間（年未満切捨て）をいう。
- 11 総資本純利益率とは、審査基準日の直前1年の各営業年度における純利益の合計額を直前決算における総資本の額（法人である場合においては流動負債、固定負債及び純資産の額の合計額をいう。）で除して得た数値を百分率（小数点以下第2位を四捨五入）で表したものをいう。

別表（第2条関係）

業種別区分表

1 建設工事

業種の区分		内容
1	土木一式工事	
2	建築一式工事	
3	大工工事	
4	左官工事	
5	とび・土工・コンクリート工事	
6	石工事	
7	屋根工事	
8	電気工事	
9	管工事	
10	タイル・れんが・ブロック工事	建設業法第2条別表による区分とする
11	鋼構造物工事	
12	鉄筋工事	
13	ほ装工事	
14	しゅんせつ工事	
15	板金工事	
16	ガラス工事	
17	塗装工事	
18	防水工事	
19	内装仕上工事	
20	機械器具設置工事	
21	熱絶縁工事	
22	電気通信工事	
23	造園工事	
24	さく井工事	
25	建具工事	
26	水道施設工事	
27	消防施設工事	
28	清掃施設工事	
29	解体	

2 物品の製造、3 物品の購入

	業種の区分	内容 (例示)
1	衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、礼服、寝具、テント、シート、絨毯、カーペット、タオル等
2	ゴム・皮革・プラスチック製品類	ゴム、タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP 製灯塔等
3	窯業・土石製品類	茶碗、湯呑、皿、ガラス、陶磁器等
4	非鉄金属・金属製品類	非鉄金属、金属、アルミ、銅、ステンレス、チタン、ニッケル、鋼材、鋼管、ガードレール、パイプ、鉄蓋、鋳鉄、鉛管、ビニール管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物、手工具、ブイ (標体) 等
5	フォーム印刷	フォーム印刷 (単票、伝票、連続、複写、ミシン加工、ビジネス帳票等)
6	その他印刷類	シルクスクリーン、シール、パンフレット、はがき、ハンドブック、オフセット印刷、軽印刷等
7	図書類	美術、活版、グラビア、雑誌、本、DVD、CD、図書、刊行物、映像ソフト、書籍、新聞等
8	電子出版類	電子出版、PDF、電子書籍、CD-ROM、DVD-ROM等
9	紙・紙加工品類	ポスター、パンフレット、はがき、DM、用紙、再生紙、ハンドブック、製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
10	車両類	自動車、自動二輪、自転車、乗用車、公用車、貨物自動車、消防車、救急車、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザ、フォークリフト、トラクター等
11	その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
12	船舶類	大型船舶、小型船舶、ヨット、カヌー、船舶用機械、船舶部品、漁業船、調査船、ボート等
13	燃料類	車両燃料、ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス、薪、炭等
14	家具・什器類	什器、木製家具、鋼製家具、建具、事務机、椅子、箆笥等
15	一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、溶接、集塵、クレーン、印刷事業用機械器具等
16	電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、無線機、蓄電池、発電機、遠方監視装置、レーダー雨量装置、短波、長波、携帯電話、PHS等

17	電子計算機類	パソコン、電卓、計算機、サーバ、ハードディスク、メモリ、光学ドライブ、汎用ソフトウェア等
18	精密機器類	X線、計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、質量測定機器、光学機器等
19	医療用機器類	医療機器、理化学機器、計測機器、測量機器、MRI、AED、介護機器、福祉機器医療用ベッド等
20	事務用機器類	細断機、複写機、穿孔機等
21	その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
22	医薬品・医療用品類	薬、医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス、ワクチン、治療薬等
23	事務用品類	事務用品、文具等
24	土木・建設・建築材料	セメント、生コン、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、建築金物、スノーポール等
29	その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

4 測量・建設コンサルタント等

	業種の区分	内容
1	測量	測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量業務
2	土地家屋調査	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第2条に規定する土地家屋調査事業
3	建設コンサルタント	公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和22年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントに係る業務
4	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けて営む業務
5	計量証明	計量法（平成4年法律第51号）第2条に規定する計量証明業務
6	地質調査	地質調査業者登録規程第2条に規定する地質調査に係る業務
7	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程第2条に規定する補償コンサルタントに係る業務
8	その他	その他の営む業務

5 役務等

	業種の区分	内容（例示）
1	広告・宣伝	広告、宣伝、番組制作、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
2	写真・製図	写真撮影、製図、設計、図面、製本等
3	調査・研究	調査、研究、計量、計測、証明、統計、市場、交通、シンクタンク、文化財調査、検査、測量等
4	情報処理	情報処理、入力、データ作成、バックアップ、システム保守、ソフトウェア保守、統計、集計、データエントリー、媒体変換等
5	翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
6	ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発、WEBシステム構築、ネットワーク、オペレーション等
7	会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、会場、イベント、設営等
8	賃貸借	事務、パソコン、機器、自動車、植物、動物、情報機器、医療機器、イベント用品、建物、寝具、植木、物品等
9	建物管理等各種保守管理	管理、建物保守、監視、清掃、造園、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
10	運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
11	車両整備	自動車、車両、航空機、ヘリコプター等の整備
12	船舶整備	船舶の整備
13	電子出版	電子出版、CD-ROM、DVD-ROM 製作等
15	その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他

別紙第1号様式（その1）（第8条関係）

有資格者名簿

登録年月日	登録番号	名称又は氏名	住所	電話番号	FAX番号	大手中小の別	業務内容	登録業種区分及び等級・審査数値	備考

備考

- 1 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格A列4横とすること。
- 2 業種は、契約の種類ごとに、業種別区分表により区分して記載すること。
- 3 登録年月日は、資格確認通知書又は登録確認通知書に記載した年月日とすること。
- 4 登録番号は、委任された者が適宜の方法により記入すること。
- 5 住所は、一般競争参加資格審査申請書に記載された住所とすること。
- 6 大手中小の別には、官公需適格組合の別を含める。
- 7 務内容については、業種別区分表の業種の区分又はその内容等により記載すること。

別紙第1号様式（その2）（第8条関係）

有資格者名簿（閲覧用）

登録年月日	登録番号	名称又は氏名	住所	電話番号	FAX番号	登録業種区分及び等級・審査数値	備考

備考

- 1 用紙の大きさは、原則として、日本工業規格A列4横とすること。
- 2 業種は、契約の種類ごとに、業種別区分表により区分して記載すること。
- 3 登録年月日は、資格確認通知書又は登録確認通知書に記載した年月日とすること。
- 4 登録番号は、委任された者が適宜の方法により記入すること。
- 5 住所は、一般競争参加資格審査申請書に記載された住所とすること。

（建設工事）

番 号
年 月 日

資格確認通知書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長

先に審査申請のあった 年度に係る一般競争参加資格について、審査の結果、次のとおり資格があると確認しましたので、通知します。

なお、客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）を、工事を一般競争に付する場合における競争参加資格として定めることとしていますが、次の業種区分に係る客観点数について、併せて通知します。

おって、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨届け出てください。

資格の種類	業種区分	等級	客観点数

資格の有効期限 年 月 日 から 年 月 日 まで

別紙第2号様式（その2）（第9条関係）

（物品の製造、物品の購入、測量・建設コンサルタント等、役務等）

番 号
年 月 日

資格確認通知書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長

先に審査申請のあった 年度に係る一般競争参加資格について、審査の結果、次のとおり資格があると確認しましたので、通知します。

なお、住所、商号又は名称、代表者氏名、電話番号及び連絡先等に変更があった場合は、直ちにその旨届け出てください。

資格の種類	業種区分	等級

資格の有効期限 年 月 日 から 年 月 日 まで

番 号
年 月 日

通 知 書

郵便番号
住 所
商号又は名称
代表者氏名

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長

先に審査申請のあった 年度に係る一般競争参加資格について、審査の結果、資格がありませんので通知します。

競争契約参加資格審査申請書変更届（建設工事、測量等、物品製造等）

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長 殿

登録業種名

登録番号

資格決定通知書の交付年月日

年 月 日

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記のとおり変更があったので届出をします。

記

1 変更内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

2 変更事項に係る添付書類名

記載要領

- 1 掲載されている資格の審査を、表題の（建設工事、測量等、物品製造等）に○印を付すこと。
- 2 本様式に収まらない場合には、表面等に記載することとし、その旨を本様式の欄外に注記すること。
- 3 「商号又は名称」及び「代表者氏名」を変更する場合は、フリガナを付すこと。

番 号
年 月 日

資格取消通知書

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者氏名

独立行政法人農林漁業信用基金
理事長

貴殿は、 年 月 日付け第 号をもって資格確認通知書により、
有資格者として通知しましたが、今回 の理由により、資格を取り消しま
す。

別紙第5号様式(第15条関係)

(1)

様式1	(用紙A4)					
01	1 新規 2 更新	※02 受付番号	※03 業者コード 04 建設業許可番号	※05 申請者の規模	06 適格組合証明	年 月 日 第 号

一般競争参加資格審査申請書(建設工事)

年度において、貴基金で行われる建設工事に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
 年 月 日
 独立行政法人農林漁業信用基金 理事長 殿

07 郵便番号 - 08 法人番号

09 フリガナ住所

10 フリガナ商号又は名称

11 フリガナ代表者氏名 (役職) (氏名)

12 フリガナ担当者氏名

13 電話番号 14 F A X 番号

15 外資状況	1 外国籍会社 [国名:]	2 日本国籍会社 [国名:] (比率: 100%)	3 日本国籍会社 [国名:] [国名:] (比率: %) (比率: %)	16 営業年数 <input style="width: 50px;" type="text"/> 年	17 総従業員数 (人) <input style="width: 100px;" type="text"/>
---------	------------------------------	---	--	---	---

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

(2)

※ 受付番号

※ 業者コード

18 完成 工事 高	① 競争参加資格希望工種区分	② 年間平均完成工事高					
		(千円)					
1	土木一式						
2	建築一式						
3	大工						
4	左官						
5	とび・土工・コンクリート						
6	石						
7	屋根						
8	電気						
9	管						
10	タイル・れんが・ブロック						
11	鋼構造物						
12	鉄筋						
13	舗装						
14	しゅんせつ						
15	板金						
16	ガラス						
17	塗装						
18	防水						
19	内装仕上						
20	機械器具設置						
21	熱絶縁						
22	電気通信						
23	造園						
24	さく井						
25	建具						
26	水道施設						
27	消防施設						
28	清掃施設						
29	解体						
	合計						

(管工事を希望する場合)

工種	
衛	生
ガ	ス
浄	化 槽
一	般 空 調
特	殊 空 調
海	水 調 温
海	水 濾 過
ガ	ソ イ ン ス タ ン ド
ポ	イ ラ ー
ポ	ン プ

(注) 管工事について、希望する工種がある場合に記載するものとする。なお、工事実績のある工種のうち、3工種まで工種名の左欄に○印を付するものとする。

(注) 完成工事高については、消費税を含まない金額を記載すること。

(3)

※受付番号

業者コード

18 自己資本額	区 分	直 前 決 算 時										
		(千円)										
	① 株 主 資 本 金	()
	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等											
	③ 新 株 予 約 権											
④ 計 (P)												

22 外資状況	1	外国籍会社 [国名 :]
	2	日本国籍会社 [国名 :] (比率: 100%)
	3	日本国籍会社 [国名 :] (比率: %) [国名 :] (比率: %)

19 損益計算書	税引前当期利益(千円) (S)									
20 貸借対照表	① 流動資産 (千円) (m)									
	② 流動負債 (千円) (n)									
	③ 固定資産 (千円) (Q)									
	④ 総資本額 (千円) (R)									

23 営業年数等	① 創 業	年 月 日
	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
	④ 営 業 年 数	年

21 経営比率	① 総資本純利益率 (S/RX100)									(%)
	② 流動比率 (m/nX101)									(%)
	③ 自己資本固定比率 (P/QX102)									(%)

24 常勤職員の数	① 技 術 職 員	② 事 務 職 員	③ そ の 他 の 職 員	④ 計	⑤ 役 職 員 等
(人)					

※ ⑤は④の内数

